

教 健 体 第 2 3 1 2 号
令和 4 年(2022年) 3 月 25 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」事務連絡及び「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について(更新)」事務連絡がありましたので、通知します。

また、道保健福祉部長から、保健所による積極的疫学調査を重点化の変更などを内容とする通知(別添写し「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」(令和4年(2022年)3月24日付け感染症第6580号通知。以下、「保健福祉部長通知」という。))が発出されました。

つきましては、これまで「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和4年(2022年)1月25日付け教健体第1100号)に基づき、臨時休業等について対応いただいているところですが、次のとおり当該通知の「5 臨時休業の措置」及び「6 教職員の出勤抑制及び外出自粛要請」を変更するとともに、別添の「接触者のリストアップ【学校編・解説】」を作成しましたので、道立学校においては、新年度から適切に対応いただくようお願いします。

また、市町村教育委員会においても、児童生徒等の行動履歴や地域の感染状況等を踏まえ、休業等の措置について適切に判断し、感染拡大防止と学びの保障に向けて、迅速に対応するようお願いします。

なお、臨時休業等に関するリーフレット「保護者の皆様へ」については、本年4月に別途発出予定です。

記

5 臨時休業の措置

(1) 臨時休業の措置の考え方

学校が感染者からの聞き取りによる発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、感染者の発症日の2日前以降の児童生徒の状況に応じて、臨時休業の範囲及び期間を学校設置者が判断すること。

また、保健福祉部長通知の別添「接触者のリストアップの基準 学校編」により、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条）の対応をとることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。

ただし、同時に多数の感染者が発生し、学校が感染拡大の場となる可能性がある状況においては、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図るとともに、迅速に幅広の臨時休業の措置をとるなど、集団感染の発生防止に努めること。

ア 学級閉鎖

(ア) 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

(イ) 同一の学級において複数の感染者が発生した場合

(ウ) その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

【対応例】

A. 感染者が1名、接触者のリストアップによる「感染の可能性がある者」が3名
⇒感染者1名及び「感染の可能性がある者」3名を出席停止（学級閉鎖は行わない）

B. 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が2名
⇒学級閉鎖（上記ア(ア)に該当）

C. 同一の学級において感染者が2名
⇒学級閉鎖（上記ア(イ)に該当）

D. 感染者が1名で、接触者のリストアップが困難な状況であっても、児童生徒の活動状況等により接触者と思われる者が複数いて、学級内での感染拡大が強く懸念される場合や、地域で感染が拡大しており、学校においても感染拡大が強く懸念される場合
⇒学校医の助言等を踏まえ、学級閉鎖（上記ア(ウ)に該当）

イ 学年閉鎖

・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校閉鎖

・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

(2) 臨時休業等の期間

学校医の助言等を踏まえ、感染者との最終接触日の翌日から5日間程度（土日祝日を含む。）を目安に学校設置者が判断すること。

(3) 臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障等

ア 臨時休業期間中は、原則としてオンライン学習を実施すること。

イ 臨時休業期間中は、毎日、児童生徒等の健康観察結果を把握し、症状が出た場合には受診状況や検査状況もあわせて把握すること。

ウ 校長は、学校保健委員会を活用し、児童生徒等の健康状況や学校医の助言等を踏まえ、学校の再開等について検討し、学校設置者と連携して適切に対応すること。

6 教職員の出勤抑制及び外出自粛要請

感染者が発生した学校は、令和3年（2021年）7月21日付け教健体第433号「道立学校の児童生徒及び教職員に感染が発生した場合の対応について」別紙の対応フロー図における保健所の学校への疫学調査及び検査対象者の決定がないことを踏まえ、次の対応を行うこと。

(1) 「感染の可能性がある教職員」の判断

ア 特別支援学校幼稚部

感染の可能性がある教職員は、別添「用語説明と全体の流れ」及び「接触者のリストアップの基準 保育園・幼稚園編」（北海道）により判断すること。

イ アを除く道立学校

感染の可能性がある教職員は、別添「用語説明と全体の流れ」及び「接触者のリストアップの基準 学校編」（北海道）により判断すること。

(2) 「感染の可能性がある教職員」への対応

ア 校長は感染者との最終接触日の翌日から7日間出勤を抑制するとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請すること。

イ 有症状時は医療機関等への受診を促すこと。

(3) その他

ア 上記(1)の判断にあたっては、リストアップの基準全てに合致しない場合であっても、感染者が「咳やくしゃみをしていた」、「大声を出していた」及び「換気が悪かった」場合は、上記(2)の対応を検討すること。

イ 同居する方が「濃厚接触者」又は「感染の可能性がある方」に特定された場合であっても、教職員は次の症状が無ければ出勤して差し支えないこと。

症状： 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

学校教育局健康・体育課健康・体育指導係
学校教育局高校教育課高校教育指導係
学校教育局義務教育課義務教育指導係
学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係